

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成26年12月 8 日

【発行者名】 ラッセル・インベストメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO ブルース・ダブリュー・フラーム

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂七丁目 3 番37号 プラス・カナダ

【事務連絡者氏名】 中野 浩一

【電話番号】 03-5411-3500

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 各ファンド1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1.【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月18日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年3月27日付および平成26年8月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項に変更が生じたため、本訂正届出書を提出するものです。

2.【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部 _____ は訂正部分を示しています。

第二部【ファンド情報】

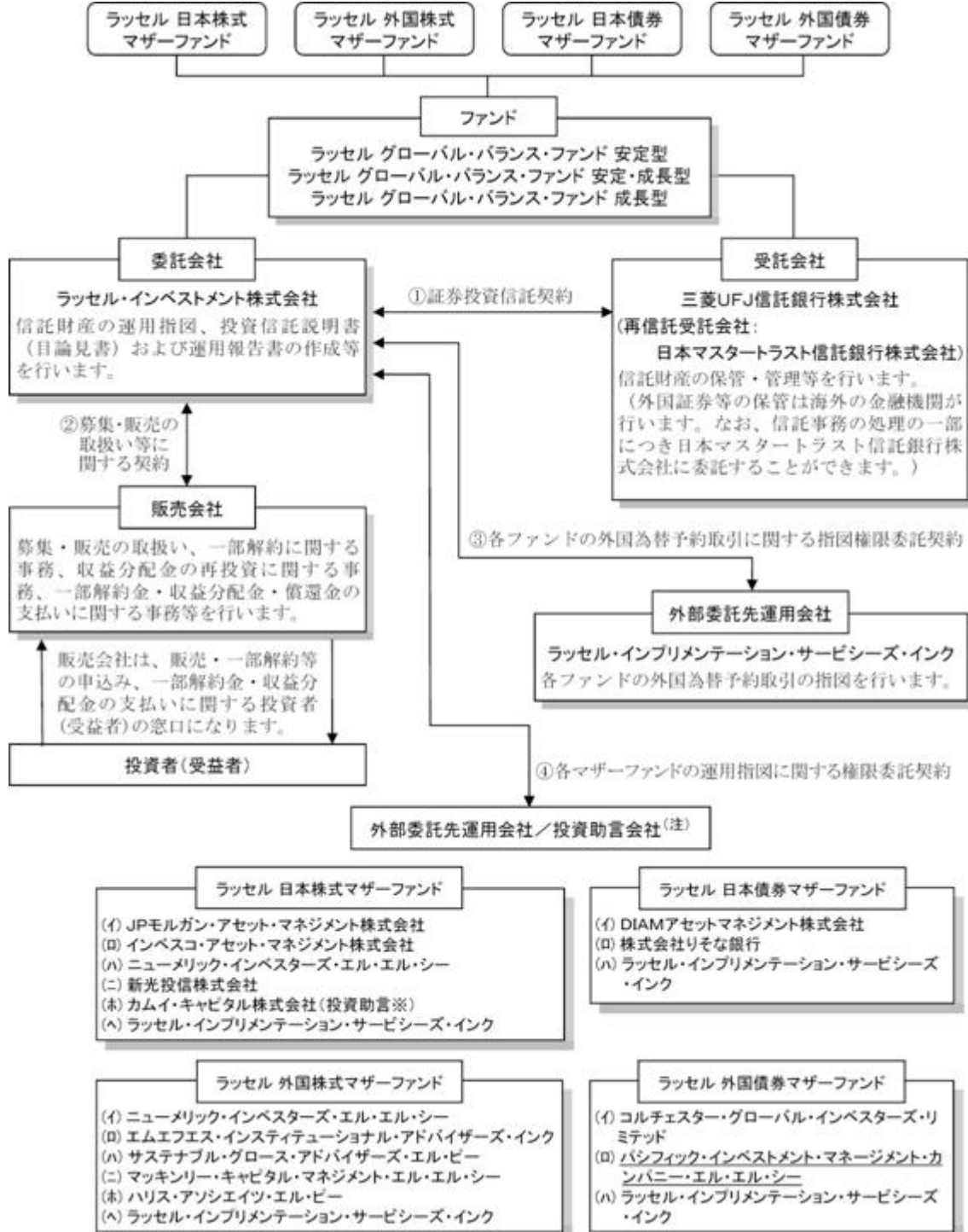
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<ファンドの関係法人および運営上の役割>

<訂正前>



(略)

(注) 上図は、平成26年8月18日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、平成26年8月18日現在のものと異なることがあります。

<訂正後>

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(略)

(参考) マザーファンドの投資方針

(3) マザーファンドの投資制限

(略)

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（各マザーファンド共通）

(略)

(略)

(5) マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社 / 投資助言会社）

平成26年8月18日現在、各マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(略)

<ラッセル 外国債券マザーファンド>

(イ) (略)

(ロ) 商号：パシフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー・エル・エル・シー《米国》

委託内容：国債と共に一般債にも重点をおいた債券運用

(ハ) (略)

(略)

<訂正後>

信託約款による投資制限

(略)

(h) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(略)

(参考) マザーファンドの投資方針

(3) マザーファンドの投資制限

(略)

(a) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（ラッセル 日本株式マザーファンド、ラッセル 外国株式マザーファンドおよびラッセル 日本債券マザーファンド）

(略)

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（ラッセル 外国債券マザーファンド）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(略)

(5) マザーファンドで採用している運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)

平成26年12月5日現在、各マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(略)

<ラッセル 外国債券マザーファンド>

(イ) (略)

(ロ) 商号：ルーマス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー《米国》
委託内容：国債と共に一般債にも重点をおいた債券運用

(ハ) (略)

なお、信託約款では、外部委託先運用会社として2014年12月5日付でルーマス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーを追加し、パシフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー・エル・エル・シーの削除は当該ポジション売却完了後に行う予定です。

(略)

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(4)各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社

<ラッセル 外国債券マザーファンド>

<訂正前>

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド	(略)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
パシフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	
ラッセル・インプリメンテーション・サービシズ・インク	(略)	

<訂正後>

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド	(略)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー	リミテッド・パートナーシップのため、該当事項はありません。	
ラッセル・インプリメンテーション・サービシズ・インク	(略)	

(注) 信託約款では、外部委託先運用会社として2014年12月5日付でルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーを追加し、パシフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー・エル・エル・シーの削除は当該ポジション売却完了後に行う予定です。